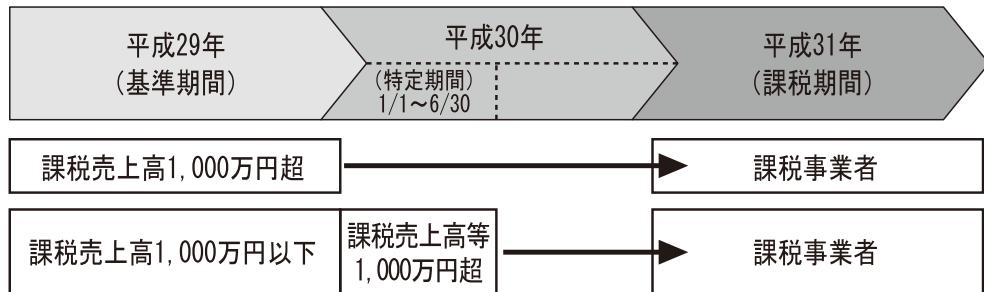


税のお知らせ

消費税の届出はお済みですか？

個人事業者で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な人）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。



に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における課税売上高が5,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計によることもできます。

基準期間における課税売上高が5,000万円の人は、簡易課税制度を選択することができます。

平成31年から簡易課税制度を適用して申告する人は、平成30年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

■ 簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された人は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。

■ 簡易課税制度の選択

お、選択をやめる場合に、やめようとする課税期間の開始日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)を、www.e-tax.nta.go.jpでも提出できます。

■ 注意事項

○課税事業者は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。

○一般課税で申告される人（簡易課税制度の適用を受けない人）は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けられません。

■ お問い合わせ

名寄税務署

(代表)

☎ 01654-2-2157

●音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。



利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※「消費税課税事業者届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。

詳しい手続きについては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)で確認ください。